

平成 28 年度における感染症発生状況及び予防接種の接種率について

1 感染症における根拠法等

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）
- ② 予防接種法
- ③ 特定感染症予防指針※
※特定感染症指針は、インフルエンザ・性感染症・後天性免疫不全症候群・結核・麻しん・風しん・蚊媒介感染症に関してそれぞれ策定されている。

2 感染症の発生状況

感染症法では、感染症疾患の感染力や重篤性などにより、感染症は一類から五類までの5つに分類されている。一類～四類と五類の一部は直ちに届出することと定められている。一類～三類には入院勧告や就業制限、健康診断等の定めがある。

① 結核について（二類感染症）

板橋区では平成 28 年度は 111 名の新規結核患者が登録され、結核患者登録者数は 306 名であった。板橋区における平成 28 年度の人口 10 万人当たりの結核り患率は 19.5 で、23 区中 14 位である。年々り患率は低下しつつあるが（下記参照）、東京都の平成 28 年り患率 17.2、国のり患率 13.9 と比べても板橋区はまだ高いり患率である。国は平成 32 年までに結核り患率 10 以下を目標としており、板橋区基本計画 2025 では平成 37 年における板橋区の結核り患率 15.4 を目標値として掲げている。

<結核り患率の推移>

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
板橋区	26.9	26.1	25.8	21.9	20.9	19.5
東京都	22.9	21.7	20.1	18.9	17.1	17.2
国	17.7	16.7	16.1	15.4	14.4	13.9

結核発生届が医療機関から提出されると、保健所では全員に結核登録票を作成し、患者調査を速やかに実施する。調査で集めた情報を所内結

核検討会で検討し、感染源探索・感染拡大防止の対応を行うとともに、必要に応じて入院勧告や「接客業その他の多数の者に接触する業務への就業制限」を通知し、東京都板橋区感染症診査協議会への諮問を実施する。結核の治療（標準治療6～9か月）の完遂のために直接服薬確認療法（DOTS）を全員に実施することで結核治療・予防・結核のまん延防止に努めている。また、治療終了後も最低2年間は定期的に健診を実施し再発防止に努めている。

② 腸管出血性大腸菌感染症（O157）について（三類感染症）

今年是全国的に腸管出血性大腸菌感染症（中でもO157）が発生している。板橋区では平成28年は12件であったが、平成29年は1月から8月末までで23件と例年のペースを大きく上回り発生届が出されている。三類感染症が発生すると、保健所では感染源探索のため感染症と食中毒の両面から積極的疫学調査を実施する。感染した本人へは「飲食物の製造販売など飲食物に直接接触する業務への就業制限」を通知し、家族や接触者への健診を実施している。

③ 麻しんについて（五類感染症）

板橋区では平成29年4月に患者1名が発生した。都内において8月には、海外渡航先で麻しんに感染した者から帰国後都内で感染が拡大し、合計8名の方が麻しんを発症した。麻しんは症状が重だけでなく、感染力が非常に強く、合併症発症率も高い疾患であるため、患者が発生した際は早期に患者調査を実施し、感染拡大防止のための措置を行っている。

<麻しん患者発生数>

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年※
国	283	229	462	35	159	176
東京都	83	69	94	10	22	26
板橋区	4	5	4	1	0	1

※平成29年1月2日～8月27日

3 平常時の感染症対策

① 感染症発生動向調査

感染症発生届や定点観測調査などを通じて感染症の発生状況を把握・分析し（サーベイランス）、区民や医療機関に対して、ホームページや広報紙・チラシ・ポスターなどを通じて、情報発信を行っている。

② 正しい知識の普及啓発

感染症発生時に適切な行動をとってもらうことを目的に、区内の施設や職員（高齢者介護事業所管理者・障がい者施設管理者・保育園職員・福祉事務所職員）への出前講座を実施している。

③ 医療機関との連携

感染症に関するネットワーク構築を目的に、区内の医療機関とコホート検討会（年2回：結核対策全般における課題の検討）や感染症ネットワーク会議（年1回）を実施している。

4 予防接種について

① 予防接種の接種率

予防接種法に基づく定期接種については、伝染のおそれがある疾病の発症及びまん延を予防することを目的に、現在、A類13種類、B類2種類の疾病に関するワクチン接種が実施されている。

予防接種法に定められた疾病以外の予防接種や定期接種の接種期間外の予防接種については、任意での予防接種として実施されている。

板橋区では、任意接種のうち、成人女性に対する風しんワクチン、定期接種が完了しなかった者に対する麻しん・風しんワクチン及びB型肝炎ワクチンについては、任意接種費用助成事業を実施している。

② 接種率向上に向けた取り組み

板橋区では、定期接種に必要なワクチンごとの予診票やお知らせについて、接種可能となる月齢の前月に発送を行い、接種漏れがないよう保護者に対する意識啓発に繋げている（子宮頸がん予防ワクチンを除く）。

さらに、区内の保育園、幼稚園、ベビールーム、小学校に対してチラシによる接種勧奨や区設掲示板への掲示を年間3回実施し、定期予防接種の接種勧奨に取り組んでいる。

また、「広報いたばし」やホームページを活用した予防接種の啓発も、年間を通じて実施している。

区民から海外渡航時の予防接種に関する問い合わせがあった場合は、厚生労働省検疫所の情報により、接種が勧奨されているワクチン等の情報提供を行い、感染予防を支援している。